

2019年

4月1日より分娩費用が変更になります

当院で分娩予定の皆様へ

ご出産にあたり当院での平均的な入院費用は下記のとおりとなっております。

豊中市民の方は

通常分娩（入院期間：6日）	帝王切開による分娩（入院期間：8日）
55～60万円	55～60万円

※上記の入院期間は平均的な日数であり、個々の方の状況によっては変動する場合があります。

※支払にあたっては「出産育児一時金の直接支払制度」を利用していただくこともできます。（制度については裏面をご参照ください）



上記の入院費用には下記の1日あたりの入院費用が含まれております。

1日あたりの入院費用（妊産婦）	1日あたりの入院費用（新生児）
5～7万円（1日目のみ） 2～3万円（2日目以降） ※通常分娩の場合（分娩費用を除く）	7～9千円 ※通常分娩、帝王切開どちらの場合も

※上記は平均的な出産時の費用の1例であり、**全ての方がこの範囲にあてはまるというわけではありません。**

※下記のような場合、入院の状況や処置の内容等により金額の変動があります。

金額の変動する事例	・豊中市外にお住まいの方 →市内居住の人より分娩費用が高くなります。		
		市内	市外
	時間内	210,000円	250,000円
	時間外	230,000円	274,000円
	休日・深夜	250,000円	298,000円
・個室に入られた場合 →別途個室料金が別途かかります。			
・お生まれになったお子様が集中治療室等に入られた場合			
・分娩時の状況によって（出産された時間帯や曜日、吸引分娩になった場合、使用した薬剤、入院日数がのびた場合）			
・陣痛が治まっていったん帰宅された場合等（この場合、出産費用とは別に入院費用が発生します）			

※料金の計算は夜中の0時を基点として計算されます。そのため、1泊2日の入院であったとしても、入院料・個室料金等は入退院の時間にかかわらず2日分が計算されます。

<出産一時金等の直接支払制度について>

妊婦の方が加入されている医療保険者に対して、当院が「出産育児一時金」を請求する制度です。この制度を利用すると、退院時に当院から請求される入院費用は「出産育児一時金」を差し引いた金額となります。

直接支払制度の書類については、産婦人科外来にて配布しています。

<例> 出産費用：55万円 出産育児一時金：42万円の場合

窓口での
お支払い

支払制度を利用した場合

13万円（55万円－42万円）

※出産費用が「出産育児一時金」未満の場合、差額を加入している健康保険に請求することができます。

※帝王切開などの保険診療を行った場合、3割の窓口負担についても「出産育児一時金」を充てさせていただきます。

支払制度を利用しない場合

55万円

※「出産育児一時金」を全額加入している健康保険から受け取ります。出産費用の全額については退院時に現金等でお支払いいただきます。

<産科医療補償制度について>

当院は、分娩時において赤ちゃんに重度の脳性まひが発症した場合には、赤ちゃんやご家族をサポートするための「産科医療補償制度」に加入しています。

産科医療補償制度の詳細についてのチラシは産婦人科外来にて配布しています。

※産科医療補償制度とは

分娩に関連して発症した重度脳性まひの赤ちゃんやその家族に経済的な補償を提供することに加え、原因の分析を行い、将来の同種事例の防止に役立つ情報提供を行い、紛争の防止・早期解決、産科医療の質の向上を図るものです。分娩機関が民間の損害保険に加入して補償する制度で、妊産婦の皆様が安心して産科医療を受けられるようにするものです。

当院では、分娩予定の皆様「産科医療補償制度 登録証」の記載をお願いしておりますのでご協力をお願いします。